

# 「困ったなあ」

## 「答ええます」

佐々木知子の  
法律相談



佐々木知子  
ささき ともこ  
弁護士  
帝京大学法学部教授

### 借金が膨らんで 自己破産になりそうです…

借金のご相談です。  
43歳、地方公務員です。給料  
手取り33万円の中から、7年前  
に建てた家のローンを月8万円  
払います。子供2人の塾代や稽  
古事代が高額なうえ、妻が癌で  
入院手術をしました。3年前上  
の子が私立高校に入った際に共  
済からの限度額いっぱい借り入  
れ、その返済が月5万円です。  
当座しのぎにたいサラ金から  
50万円を借りて以後、次々と数  
社から借り、恐ろしいことに、  
今やサラ金の金利だけで月10万  
円にもなります。元金はいっこ  
うに減らず、最近「自己破産」  
の宣伝がやたらに目につくので  
すが、もし万が一そんなことに

なったら職場にはおられず、ほ  
かに生計の当てもありません。  
毎日生きた心地がせず、いつ

そ自殺しようかとさえ思うこと  
があります。なにかいい方法は  
ないものでしょうか。



それはどれほど大変なことか  
とお察しします。

借金の返済に追われる毎日は  
まさに現代の地獄図といえるで  
しょう。一般の市民にとって最  
も身近な法律問題であり、サラ  
金事件専門の弁護士もいるくら  
いです。

まずはご心配の自己破産のお  
話から致しましょう。  
破産とは債務が超過して支払  
いが不能になる状態です。ギャ  
ンブルや浪費が原因でないかぎ  
り、自己破産の申し立てをすれ  
ば返済義務がなくなります。

効果として弁護士などの一定  
資格や警備員などの一定業務  
にはつきませんが、公務員は大  
丈夫です。戸籍や住民票にも載  
ることはなく、選挙権もありま  
す。ただ、クレジットカードは  
作れず、ブラックリストに載っ  
て、以後借り入れはできません。  
自己破産の最大のデメリット  
は、100万円を残してすべて  
の財産を処分しなければならな  
いため、相談者の場合、せつか  
く購入した家を手放さなければ  
ならなくなることです。共済も

債権者の一人なので、破産が職  
場に知られてしましますが、そ  
れが解雇理由になるわけではあ  
りません。ただ、破産をしても  
債権者が給与を差し押さえてく  
ることは止められません。

裁判所に提出する書式はネッ  
トでダウンロードでき、個人で  
もやれるのですが、弁護士に依  
頼すると、以降債権者は債務者  
と直接交渉ができなくなります  
ので、頻繁に職場にも督促があ  
って困っている方には効果抜群  
です。弁護士への費用は平均約  
30万円、分割払いにも応じてく  
れるようです。

サラ金に絡んで、巷でよく言  
われる過払い金請求について説  
明しておきます。サラ金は、利  
息制限法を超えた金利（50万円  
であれば年1割8分、つまり9  
万円）を設定しているのです、す  
でに支払った超過金利分は元金  
に充当し、払いすぎた分は取り  
戻せるというものです。相談者  
も取引履歴に基づいて計算すれ  
ばよいのですが、履歴の開示請  
求や過払い金返還請求は弁護士  
がやらないと応じてくれないよ

うです。

さて相談者の場合は、自宅も  
あり職業が公務員でもあるので、  
自己破産ではなく、個人再生手  
続きが任意整理によるべきでし  
ょう。弁護士にご相談ください。

個人再生手続きは、相談者の  
ように給料など一定額の継続的  
な収入が見込める場合に適当で  
す。債務総額が3千万円を超え  
ない場合、法的に支払い総額を  
減額できるメリットがありま  
す。ただ最低返済額が3年間で  
100万円なので、月3万円以  
上を支払わなければなりません  
が、この手続きでは、給料の差  
し押さえも回避できます。

任意整理は、任意に個別の債  
権者に交渉し、毎月の返済額を  
減額して返済を可能にするもの  
ですが、利息制限法の範囲に制  
限することはできても、それ以  
上の減額はなかなか難しいでし  
ょう。

法的に借金の整理をすると共  
に、家計費や教育費などの無駄  
を削り、家族が協力し合い計画  
的な生活をしていかれるよう、  
願っています。

### 自己破産では給料や財産が差し押さえられます。 弁護士に相談し個人再生手続きか任意整理で解決を。